

Vol.140

今回は 法人税

相談事例  
紹介

## 会員相談室

相談委員 関根 美男 (西新井)



電話相談

受付 午前10時～11時50分  
時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



## スクイズアウト (少数株主の強制排除)

## 事例

A社とB社は、甲株主を中心とした支配関係のあるグループ会社である。A社は、代表取締役である甲株主が100%の持株を持つ会社である。B社（第三者の丁が代表取締役）は、A社株主以外に、乙、丙の少数株主が存在する。甲は、グループ全体の経営の迅速化とB社の赤字解消に悩んでいる。そのため、B社の吸収合併あるいは完全子会社化を考えているが、B社の乙、丙の株主は、甲の経営方針に強く反対しているようである。どのような対策をとるのが望ましいだろうか。

## 回答

甲のグループ全体の経営の迅速化とB社の赤字解消という経営方針を実行するためには、反対派の乙や丙の少数株主の退出を考える必要がある。その手法として、スクイズアウトがある。また、吸収合併が完全子会社かの選択に当たっては、各少数株主の縮出し方法ごとの法務と税務の特徴を把握したうえで、判断すべきである。

## 検討

## I スクイズアウト (squeeze-out)

スクイズアウトとは、ある会社支配株主が、少数株主の有する株式の全部を、個別の承諾を得ることなく、金銭その他の財産を対価として取得することをいう。この対価が金銭であるスクイズアウトをキャッシュ・アウト (Cash Out) と呼ぶ。

スクイズアウトの手法には、①全部取得条項付種類株式 (会社108①七)、②株式併合 (会社180)、③特別支配株主 (総株主の議決権の90%以上を有する株主) の株式等売渡請求 (会社179)、④株式交換による金銭交付 (会社768①二)、⑤吸収合併による金銭交付 (会社783、795) がある。

## II スクイズアウトの法務

## 1. 議決権

上記③の特別支配株主の株式等売渡請求は、対象会社の総株主の議決権の90%以上を有している場合でなければ利用できない (会社179①)。これに対し、①の全部取得条項付種類株式、②の株式併合、④の株式交換による金銭交付、⑤の吸収合併による金銭交付を用いる手法に関しては、対象会社の株主総会の特別決議 (会社309②三、309②四、309②十二) が成立しさえすれば利用可能である。ただし、現金株式交換又は現金吸収合併を用いる手法のうち、略式組織再編手続 (特定の会社が90%以上の株式を保有している場合) を用いる場合については、株主総会特別決議は不要で、対象会社の取締役会決議があれば足りる (会社784①)。③の特別支配株主の株式等売渡請求を用いる手法も、対象会社の取締役会決議があれば足りる (会社179の3③)。

## 2. スクイズアウト実施者

現金株式交換や現金吸収合併を用いる手法は、株式会社又は合同会社であることが必要である。したがって、甲がA社を通して間接支配している場合でないと、現金株式交換や現金吸収合併によるスクイズアウトはできない。その他の手法は、個人がスクイズアウト実施者となることも可能である。

## 3. 債権者保護手続

現金株式交換や現金吸収合併は、債権者保護手続が必要となる (会社789①一、799①一、三、802②)。債権者保護手続が必要となる場合、最低でも1か月間の公告期間が必要になることや、異議を述べてきた債権者への対応が必要になるといった点で、時間的・手続的な負担が増すことになる。他の手法は、いずれも債権者保護手続は不要である。

## 4. 財源規制

全部取得条項付種類株式を用いる手法に関して

は、全部取得条項の発動により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が分配可能額を超えてはならないと規定されている (会社461①四、173①)。他の手法に財源規制は働かない。

## 5. 端株処理手続

株式併合又は全部取得条項付種類株式を用いる手法の場合は、端数処理の手続が必要となる (会社234、235)。端数処理手続の原則的手法は競売である (会社234①、235①) が、スクイズアウトを実施する場合には、裁判所の許可を得て競売以外の方法 (任意売却手続) により端数処理を行う (会社234②) のが通常である。裁判所への許可の申立てには、対象会社の取締役全員の同意を得る必要がある (会社234②、235②) ため、他の方法に比べて、一定の期間を要する。

更に、全部取得条項付種類株式を用いる手法の場合に、端数合計が1以上にならない (1円未満問題) 結果、この手続が実施できない (会社234①かっこ書き) というリスクもある。

## 6. 小括

議決権の90%以上を有する株主の場合、債権者保護手続の必要な現金株式交換や現金吸収合併や、端数処理手続が必要な株式併合又は全部取得条項付種類株式を用いるより、特別支配株主 (1人又は1社でなければならない) の株式等売渡請求を用いたほうが、短期間でキャッシュ・アウトの対価を交付でき最適である。

ただし、内紛に起因する少数株主の縮出しについては、「目的の不当性」から著しく不当な決議の取消の訴え (会社831①三) を起こされないか、そして、適正な価格 (「小会社」として評価、所有する土地と株式については譲渡時点の時価で評価、含み益についての法人税相当額は控除不可等) で買取ったか、事前に十分に検討したうえでスクイズアウトすべきである。

## III スクイズアウトの税務

## 1. 現金吸収合併 (吸収合併による金銭交付)

税制適格合併の対価要件について、株式以外の資産の交付がないことが原則であるが、①合併に伴い端株が生じた株主に交付する金銭等 (法基通1-4-2)、②合併に反対する株主の買取請求に応じて交付する金銭等、が例外として認められる適格対価要件に、平成29年度の税制改正で新たに、③合併法人が被合併法人発行済株式の2/3以上保有している場合に、その他の株主 (お金を払うといっても株を手放そうとしない株主) に金銭等を交付して強制的に退場させる場合が加えられた (法法2①十二の八かっこ書き)。

ただし、この場合の2/3以上保有する株主とは、「合併法人」を指し、法人株主に限定されていて、個人株主は該当しない。事例では、B社の株主構成が、甲個人での保有ではなく、A社が2/3以上保有する株主構成の状態でのスクイズアウトであれば、税制適格の「金銭等不交付要件」を満たすことになる。

また、事例で、B社の少数株主である乙と丙が、甲の親族であれば、完全支配関係での合併になるので完全支配関係の継続要件 (法令4の3①) のみで、従業員引継要件や事業継続要件 (法法2十二の八口) は問われずに適格合併になる (乙と丙が第三者の場合はこれらの要件も満たさなければならない)。

A社が、B社に5年超の完全支配関係あるいはB社設立以来の完全支配関係を有していれば、B社の欠損金を引き継ぐことができ (法法57②③、法令112④)、特定資産譲渡等損失額の損金算入の制限も課されない (法法62の7、法令123の8)。

## 2. 現金株式交換 (株式交換による金銭交付)

平成29年度税制改正で、上記現金吸収合併と同様の「金銭等不交付要件」が設けられた (法法2十二の十七本文かっこ書き)。また、B社の少数株主である乙と丙が、甲の親族であれば、完全支配関係での株式交換になるので完全支配関係の継続要件 (法令4の3①) のみで、従業員引継要件や事業継続要件 (法法2十二の十七口) は問われずに適格株式交換になる (乙と丙が第三者の場合はこれらの要件も満たさなければならない)。

## 3. 特別支配株主の株式売渡請求、株式併合、全部取得条項付種類株式

平成29年度税制改正で、①完全支配関係が成立すること (他の株主等は排除されること)、②スクイズアウト実施者は法人であることの2つの要件を満たす場合は、「株式交換等」として組織再編税制の適用対象となった (法法2十二の十六)。このため、B社の株主構成において、甲個人の直接保有ではなく、A社がスクイズアウトを実施する株主でなければならない。完全支配関係での適格要件や、支配関係での適格要件は、上記現金株式交換と同様の考えであるが、「株式交換等」となるこの3手法は、株式交換と異なり、共同事業要件による適格判断はない (法法2十二の十七ハ)。

そして、実施者が個人 (甲) の場合は、組織再編税制の適用対象でないため、そもそも適格・非適格という判断は不要であるが、対象会社の資産等の時価評価課税はなく、全部取得条項付種類株式方式による自己株式の取得にもみなし配当は発生せず (法法24①五、所法25①五)、端数処理で現金の交付を受けた乙や丙も、全額 (みなし配当なし) 譲渡損益のみになる。つまり、非適格のリスクはない。

## IV まとめ (現金吸収合併か完全子会社化か)

現金吸収合併は全ての権利義務を包括承継するため、経営の効率化やシェアの拡大が図れる。税制上も被合併法人の欠損金の引継要件をクリアすれば、その活用で節税が可能になる。反面、予期せぬ債務等の発生や給与規定等の調整 (統合) や諸契約の変更等の煩わしさがある。

一方、完全子会社化は、別会社のため、経営責任の明確化や給与規定等の調整や諸契約の変更等の煩わしさが少ない。税制上は、グループ法人税制 (法法61の13、23⑤、25の2、37②) の対象となり、連結納税制度 (法法64の5～64の14他：令和4年4月1日開始事業年度からは「グループ通算制度」に移行) の活用を検討できる。

A社がB社の総株主の議決権の90%以上を有しているのであれば、上記③による完全子会社化が最も簡易のようである。

※参考文献 1. 松尾拓也他 (2019年) 「スクイズアウトの法務と税務 第2版」中央経済社

2. 江頭憲治郎 (2020年) 「株式会社法 第7版」有斐閣

注) 内容は、令和2年12月2日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見 (参考意見) ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。